
一般社団法人愛媛県社会福祉士会 研究部会運営規程

研究部会規程第1号
2013年6月15日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた研究部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

研究部会は、県社士会の会員及び県社士会の力量を向上するために、事例研究、実践発表等を通して、社会福祉士としてのソーシャルワーク実践研究を行うとともに、社会福祉士が行う現場実習指導研究や会員相互間の活動内容の調査、検証、研究を行うことを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

1. 県社士会において研究部会と称す機関を置く。
2. 研究部会は、県社士会の会員で構成する。部会長は、県社士会の理事とする。

機能及び事業内容）

第3条

研究部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

1. ソーシャルワーク実践研究
2. 愛媛社会福祉士フォーラム企画運営
3. 各種調査研究
4. その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（改正）

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

（補足）

第5条

この規程に定めるもののほか、研究部会の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2004年8月21日から施行する。
この規程は、2008年5月11日から施行する。
この規程は、2013年6月15日から施行する。